

社会福祉法人 錦江舎

グループホーム 夢眠かに

重要事項説明書

(指定認知症対応型共同生活介護)

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

この「重要事項説明書」は指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. (介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について	3
2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について	3
3. 提供するサービスの内容及び費用について	4
4. 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払方法について	6
5. 入退居に当たっての留意事項	7
6. 衛生管理等	7
7. 業務継続計画の策定等について	7
8. 緊急時の対応方法について	8
9. 事故発生時の対応方法について	8
10. 非常災害対策	8
11. サービス提供に関する相談、苦情について	8
12. 秘密の保持と個人情報の保護について	9
13. 虐待の防止について	10
14. 身体的拘束について	10
15. 地域との連携について	10
16. サービス提供の記録	11

1 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 錦江舎
代表者氏名	理事長 山本 玲子
所在地 (連絡先及び電話番号等)	岐阜県加茂郡八百津町久田見 4044 番地 2 電話番号：0574-45-1316 FAX 番号：0574-45-1317
法人設立年月日	平成 25 年 10 月 29 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	グループホーム 夢眠かに
介護保険指定 事業所番号	可児市 第 2193100167 号
事業所所在地	岐阜県可児市今渡大東 1619 番地 137

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、心身機能の維持回復を図り、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助する。

(3) 事業所の施設概要

建築	鉄骨 2 階建 1 棟	568.40 m ²
開設年月日	平成 30 年 4 月 1 日	
ユニット数	2 ユニット	

<主な設備等>

居室数	2 ユニット 計 18 室 1 室 10.08 m ² ~10.16 m ²
共同生活室 (食堂)	ユニット毎 計 2 室 82.8 m ²
台所	1 ユニットにつき 1 箇所
トイレ	1 ユニットにつき 2 箇所

(4) サービス提供時間、利用定員

サービス提供時間	24 時間体制	
利用定員内訳	18 名	1 ユニット 9 名 2 ユニット 9 名

(5) 事業所の職員体制

管理者	松下 江利子
-----	--------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。 	1名
計画作成担当者	<ol style="list-style-type: none"> 1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。 	1名以上
介護従業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者に対し必要な介護および世話、支援を行います。 	7名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。 3 （介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。 4 計画作成後においても、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。 2 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。 3 食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し、共同生活室で食事をとることを支援します。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助 <ol style="list-style-type: none"> 1 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 2 嚥下困難者のためのきざみ食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助 <ol style="list-style-type: none"> 1 週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助 介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。

	離床・着替え・整容等	<ol style="list-style-type: none"> 1 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。 2 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。 3 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 4 シーツ交換は、定期的に週1回行い、汚れている場合は随時交換します。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
健康管理		医師による診察日を設け、利用者の健康管理につとめます。
その他		<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。 2 良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、外食、行事等を共同で行うよう努めます。 3 利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。 4 常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。 5 常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。

(2) 介護保険給付サービス利用料金

サービス利用料金は別紙「サービス利用料金表」を参照ください。

(3) 加算料金

加算項目	加算の説明
初期加算	当施設を利用した日から30日以内の期間について算定します。 ※30日を超える入院の場合に再び利用を開始した場合も同様です。
介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められる加算です。(※令和6年5月まで)
介護職員等特定処遇改善加算	
介護職員等ベースアップ等支援加算	
	※介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

※ 介護職員等処遇改善加算（※令和6年6月施行）

介護職員等の確保に向け上記の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の各区分の要件及び加算率を組み合わせ、一本化された4段階の加算です。

※ 利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

(4) その他の費用について

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

① 家賃	別紙のサービス利用料金表の額を徴収します。
② 敷金	徴収しません。 利用者の故意・過失・善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による消耗・毀損があった場合には、復旧する際の原状回復費用を徴収する場合があります。
③ 食費	別紙のサービス利用料金表の額を徴収します。
④ 光熱水費	光熱水費については、別紙のサービス利用料金表の額を徴収します。
⑤ 理美容費	1,980円（税込） ベッド上でカットは2,980円（税込）、 カラー等は別途追加料金が必要
⑥ その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの。 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。
⑦ コピー代	書類等の複写料については、1枚につき10円（税込）徴収します。

※月途中における入退居について日割り計算とする。

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	① 利用料入所者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。 ② 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日頃にお届け（郵送）します。
--	---

<p>② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>口座振替の場合、振替日の前日までに、ご指定の口座へのご入金をお願い致します。</p> <p>口座振替のお手続き前、またはお引落しできなかった場合は請求書送付月の末日までに下記の口座にお振込みください。尚、振込手数料は入居者様の負担となります。</p> <p>十六銀行 八百津支店【普通預金】1295642 <名義>社会福祉法人 錦江舎 理事長 山本 玲子</p> <p>支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、入居者及び身元引受人が指定する送付先に対して、次月請求書に同封して領収書を送付しますので、必ず保管してください。</p>
---	--

※3か月を超えて利用料が未納の場合は、退居していただく場合がございます。

※利用料支払いについては、入居者の身元引受人（家族等）が責任を持って支払って頂くことを了承願います。

5 入退居に当たっての留意事項

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護（要支援者）であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。
 - ①認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - ②認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- (2) 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。
- (3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- (4) 利用者は他の利用者、職員に著しく迷惑にならないように努めるようお願いします。
- (5) 共同の施設・設備は他の利用者、職員に著しく迷惑にならないよう利用をお願いします。
- (6) 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。
- (7) 入院が長期に亘り（1ヶ月以上）、退院の見込みが立たない場合は、事業者・利用者・身元引受人で協議のうえ、解約の手続きをすることと致します。
- (8) 入院・外泊が長期（1ヶ月以内）に亘った場合は、家賃・管理費を納めていれば引き続き部屋の利用が出来ます。

6 衛生管理、感染症対策等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、

指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

7 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 緊急時の対応方法について

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

【協力医療機関】 可児とうのう病院	所在地：岐阜県可児市土田 1221-5 電話番号：0574-25-3113
----------------------	--

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者）氏名：三宅 達也
- ② 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施回数：年2回

11 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 当施設における苦情の受付担当

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

【事業者の窓口】 グループホーム管理者 松下 江利子	電話番号：0574-66-2301 受付時間 毎週月～金曜 9：00～18：00
-------------------------------	---

- (2) 苦情処理の方法

苦情受付担当者は、利用者及びその家族からの苦情を随時受け付けます。その際、次の事項を書面に記入し、苦情申し出人に確認します。(内容、希望など)

事業所は市町村、または国民健康保険団体連合会の行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って、必要な改善措置を講じます。

- (3) 苦情申立の窓口

【市町村（保険者）の窓口】 可児市役所 介護保険課	所在地 岐阜県可児市広見一丁目1番地 電話番号 0574-62-1111
【公的団体の窓口】 岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談係	所在地 岐阜県岐阜市下奈良二丁目2番地1 電話番号 058-275-9826

12 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報</p>

	<p>を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
--	---

13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 松下 江利子
-------------	------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14 身体的拘束について

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

15 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という）を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

16 サービス提供の記録

- ① 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写物の請求を行う場合は、有料です。）
- ③ 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

17 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービス提供の契約締結に際し、本書面に基づき利用者に説明を行いました。

事業者	事業所名	グループホーム 夢眠かに
	所在地	岐阜県可児市今渡 1619-137
	説明者氏名	印

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者 又は代理人	住 所	
	氏 名	印
身元引受人	住 所	
	氏 名	印